第72回定時株主総会
招集ご通知

日時

2020年６月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前９時）

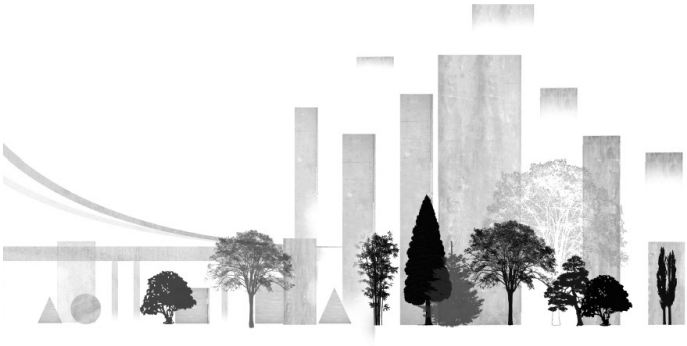
場所

東京都中央区晴海四丁目７番28号
ホテルマリナーズコート東京 ４階（飛鳥）

本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、当日のご出席を見合わせていただき、書面等による議決権行使をご推奨申し上げます。
また、お土産につきましては、接触感染防止のため中止とさせていただきます。
以上、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

目　次

第72回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 9
連結計算書類 …… 29
計算書類 …… 32
監査報告 …… 35



株式会社ピーエス三菱
（証券コード：1871）

証券コード　1871
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区晴海二丁目５番24号
株式会社ピーエス三菱
代表取締役社長　**森　　拓　也**

第72回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第72回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、感染のリスクを避けるために当日のご出席を見合わせていただき、書面またはインターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。なお、書面またはインターネットによる議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　**2020年６月26日（金曜日）午前10時**（受付開始 午前９時）

２．場　　所　東京都中央区晴海四丁目７番28号
ホテルマリナーズコート東京 ４階（飛鳥）

３．目的事項

報告事項　１．第72期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第72期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役２名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

4．議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、４頁の「インターネットによる議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、2020年６月25日（木曜日）午後５時30分までに行使してください。

(3) 重複行使の取扱いについて

書面およびインターネットにより、重複して議決権を行使された場合には、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

○株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を有する株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいますようお願い申し上げます。

○次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.psmic.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知提供書面に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。

本総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応について

本総会における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大防止に向けた当社の対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。

株主の皆様におかれましては、当社の対応につきまして、ご理解ならびにご協力いただきますようお願い申し上げます。

1．当社の対応について

・本総会は、総会時間を極力短縮できるように取り組みます。
・運営スタッフは、マスクを着用して応対させていただきます。
・受付および総会会場内においてアルコール消毒液を設置いたします。
・接触感染のリスクを減らすため、本総会はお土産の配布を中止いたします。
・当社事業内容をご理解いただくための展示ブースの設置を中止いたします。
・議決権をご自宅でも行使できるよう、本総会よりインターネットによる議決権行使を導入いたしました。
・会場の座席は、間隔を空けて配置いたします。
・上記により配置できる座席数が例年より減少するため、入場制限をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2．株主様へのお願い

・本総会におきましては、感染のリスクを避けるために当日のご出席を見合わせ、インターネットまたは書面による議決権行使をご推奨申し上げます。特に、ご高齢の方、基礎疾患がある方、妊娠されている方は、本総会のご出席について慎重にご検討ください。
・総会当日に、体調の優れない株主様におかれましては、本総会のご出席を見合わせることについて強くご推奨申し上げますので、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

3．ご来場いただける株主様へのお願い

・ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用および会場内に設置されたアルコール消毒液の使用などの感染防止について、ご協力をお願い申し上げます。
・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

今後の状況により、本総会の運営に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.psmic.co.jp）にてお知らせいたします。

インターネットによる議決権行使方法のご案内

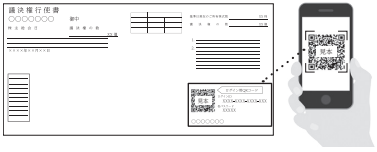
スマートフォンの場合　QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」からアクセスいただくことで、
「ログインID」および「仮パスワード」を入力せずにログインいただけます。

1．QRコードを読み取る

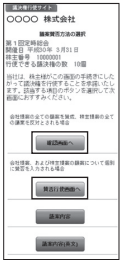
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」を読み取ってください。

議決権行使書用紙



2．議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されますので、議決権行使方法を選択してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

セキュリティの観点からQRコードでの議決権行使は１回限りとなります。

再度、議決権を行使される場合には、下記の方法にてお手続きください。

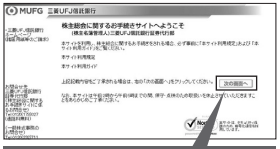
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

パソコン等の場合　ログインID・パスワードを入力する方法

1．議決権行使ウェブサイトにアクセスする

パソコンまたはスマートフォンから下記ウェブサイトにアクセスしてください。

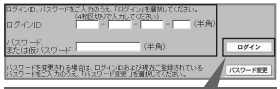
議決権行使ウェブサイト
https://evote.tr.mufg.jp/



「次の画面へ」をクリック

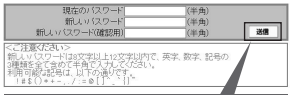
2．「ログインＩＤ」および「仮パスワード」を入力する

議決権行使書用紙の右下に記載されているログインIDおよび仮パスワードを入力してください。



「ログイン」をクリック

3．「新しいパスワード」と「新しいパスワード（確認用）」の両方に入力する



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください

- ○ インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（但し、毎日午前２時から午前５時までは取扱いを休止します。）
- ○ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合もございます。
- ○ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信料等は、株主様のご負担となります。

議決権行使期限

2020年６月25日（木曜日）午後５時30分まで

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
0120-173-027（通話料無料）
受付時間：午前９時から午後９時まで

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主様に対する配当政策を最重要課題の一つとして位置づけており、健全な経営基盤を維持するため、内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。また、当社グループは、「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」を策定しており、計画期間においての配当性向につきましては、25％から30％を目指すこととしております。

このような方針のもと、期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき　　金20円

総額947,931,880円

期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の経営環境等を総合的に勘案いたしまして、１株当たり20円といたしたいと存じます。

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

【ご参考：１株当たりの配当金推移】

	第70期 (2017年度)	第71期 (2018年度)	第72期 当連結会計年度 (2019年度)	第73期 (2020年度)
配当金 (普通配当) (特別配当)	18円 (18円) －	32円 (20円) (12円)	20円 (20円) －	20円（予想） (20円（予想）) －
配当性向	21.9％	18.9％	29.0％	33.3％（予想）

第２号議案　取締役２名選任の件

2020年３月31日をもって取締役黒柳辰弥氏は辞任により退任しており、また、本総会終結の時をもって取締役鈴木俊明氏は辞任により退任いたしますので、取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、三島康造および中野幸正の両氏は、退任取締役の補欠として選任される取締役ですので、その任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
1	みしまこうぞう 三島康造 （1958年２月21日生） 〈新任〉 846株	1981年４月　当社入社 2008年４月　当社東日本支社設計センター長 2008年７月　当社東日本支社設計センター長兼工事検査室長 2011年４月　当社東京支店土木技術部長兼工事検査室長 2013年10月　当社技術本部技術部長 2015年４月　当社技術本部副本部長兼工務監督室長 2017年４月　当社広島支店長 2018年４月　当社執行役員 広島支店長 2019年４月　当社執行役員 技術本部長 2020年４月　当社常務執行役員 技術本部長・国内関係会社担当兼安全品質環境担当（現在に至る）
	【取締役候補者とした理由】 三島康造氏は、入社以来、主に土木業務に携わり、設計・技術部門に精通した豊富な経験・実績・見識を有するとともに、支店や技術部門の統括責任者としての豊富な経験を有していることから、当社の事業経営を推進し継続的な発展に貢献できると判断し、取締役候補者としております。	

候補者番号	氏名 （生年月日） 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況
2	なかのゆきまさ 中野幸正 （1957年5月7日生） 〈新任〉 〈社外・独立〉 0株	1982年４月　小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社 2005年10月　同社関東支店業務部長 2012年４月　同社中部北陸支店長 2015年４月　同社セメント事業本部営業部長 2016年４月　同社九州支店長 2016年６月　株式会社富士ピー・エス社外取締役 2017年４月　太平洋セメント株式会社執行役員 九州支店長 2018年４月　同社執行役員 東京支店長 2020年４月　同社常務執行役員 セメント事業本部長（現在に至る） 〈重要な兼職の状況〉 太平洋セメント株式会社常務執行役員 セメント事業本部長
	【社外取締役候補者とした理由】 中野幸正氏は、上場会社の社外取締役および執行役員として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の社外取締役として、独立した客観的な立場から業務全般に係る適切な助言および監督をしていただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。	

（注）1．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．所有する当社株式の数には、役員持株会における持分を含んでおります。また、所有する当社株式の数は、当期末（2020年３月31日）現在の株式数を記載しております。

3．中野幸正氏は、社外取締役候補者であります。なお、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

4．当社は、中野幸正氏が常務執行役員を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から、建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が太平洋セメント株式会社の連結売上高に占める割合は0.1％未満であり、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。

5．当社は、中野幸正氏が、社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役朝倉浩氏が任期満了となりますので、これに伴い監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日） 所有する当社株式の数	略歴、当社における地位 および重要な兼職の状況
朝倉（あさくら）　浩（ひろし） （1960年12月24日生） 〈再任〉 〈社外・独立〉 ０株	1983年４月　三菱信託銀行株式会社（現三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社）入社 2007年６月　同社法人企画推進部副部長兼経営企画部副部長 2008年４月　同社ＣＰＭ企画部長 2011年６月　同社執行役員 不動産アセットマネジメント部長 2013年６月　株式会社三菱ＵＦＪトラスト投資工学研究所 代表取締役副社長 2014年６月　当社社外監査役（現在に至る）
【社外監査役候補者とした理由】 朝倉浩氏は、金融機関における豊富な経験・実績・見識を有しており、当社の社外監査役として、財務・会計に関する相当程度の知見を活かし、独立した客観的な立場から取締役の職務の執行を監査していただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。	

（注）１．朝倉浩氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．朝倉浩氏は、社外監査役候補者であります。

３．朝倉浩氏の当社監査役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。

４．当社は、朝倉浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏が再任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

５．当社は、朝倉浩氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

６．朝倉浩氏が再任された場合には、本定時株主総会終了後に開催される監査役会において、常勤監査役として選定される予定であります。

以　上

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、2020年２月までは企業収益や雇用環境の改善等を背景に景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元では大幅に下押しされています。また、今後においても、同感染症の拡大による消費動向や企業活動への影響、および海外における政治経済の不確実性等々の懸念材料が多くあり、先行きは厳しい状況が続くと見込まれます。

当社グループが属する建設産業においては、防災・減災対策や老朽化したインフラの整備等の建設投資は底堅い状況ですが、働き方改革への対応、週休二日制推進などのコストアップ要因が顕在化しており、加えて新型コロナウイルス感染症の影響を含め見通しは大変不透明な状況が予想されます。

このような経済状況のもと、当社は「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」の基本方針・基本戦略に基づき、企業の持続的な成長を目指してまいりました。土木事業においては、成長分野である大規模更新・修繕工事を新設工事と並ぶ主力事業として積算精度の向上や施工技術の改善を進め、建築事業においては、ＰＣ技術を核とした元請、設計施工案件の受注へ向けて効率的なエリア展開を進めることで、受注の強化や収益力の向上に取り組んでまいりました。また、国内建設市場の縮小に備え、成長分野として位置づけている海外事業の拡大や収益源の多様化に向けた不動産事業や建設周辺事業への展開を強化してまいりました。

当社グループの2019年度の業績は、受注については、土木事業の大幅な減少により、1,170億３百万円（前期1,334億51百万円　前期比12.3％減）となりました。連結売上高につきましては、前期からの繰越高は増加しましたが、土木事業における大規模更新工事は当期末時点では新設工事に比べ生産性が高くないため、1,057億44百万円（前期1,102億79百万円　前期比4.1％減）となりました。損益の状況につきましては、工事代金回収不能に伴う貸倒損失の計上等により販売費及び一般管理費が増加したこともあり、連結営業利益48億81百万円（前期87億47百万円　前期比44.2％減）、連結経常利益48億97百万円（前期87億89百万円　前期比44.3％減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、32億14百万円（前期79億18百万円　前期比59.4％減）となりました。配当につきましては、業績ならびに財務体質安定化等を勘案し、普通株式１株につき20円の期末配当の実施を株主総会にお諮りさせていただきます。

企業集団の受注実績は次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木事業	85,066	73,004	△14.2%
建築事業	46,188	41,311	△10.6%
製造事業	1,551	1,875	20.9%
その他兼業事業	644	812	26.2%
合　　計	133,451	117,003	△12.3%

（注）土木事業および建築事業には当社単独の製品（工事用部材）受注額を含んでおります。

企業集団の売上実績は次のとおりであります。

区　　分	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(△)率
土木事業	67,489	63,637	△5.7%
建築事業	40,592	39,431	△2.9%
製造事業	1,551	1,875	20.9%
その他兼業事業	644	799	24.0%
合　　計	110,279	105,744	△4.1%

（注）当社および連結子会社では、生産実績を定義することが困難であるため「生産の状況」は記載しておりません。

当社の受注高・売上高・繰越高は次のとおりであります。　（単位：百万円）

区　　分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建設事業	土木工事	70,729	60,792	51,024	80,497
	建築工事	36,514	40,970	38,421	39,063
	工事計	107,244	101,763	89,445	119,561
	製品	4,240	1,563	2,971	2,833
	計	111,484	103,327	92,417	122,394
その他兼業事業	不動産事業	3	222	210	16
合　　計		111,488	103,549	92,627	122,411

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は11億69百万円であり、その主なものは当社が自家建設した賃貸用資産１億83百万円、工場・機材センターの設備更新４億６百万円、子会社である株式会社ピーエスケー及び菱建基礎株式会社が取得した工事用機械２億77百万円であります。

③ 資金調達の状況

当社グループの資金として当社は、運転資金の調達手段として当座貸越契約およびシンジケートローン方式によるコミットメントライン契約の他、長期借入契約を締結しております。長期借入金に金利変動リスクに対して金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しておりますが、デリバティブ取引は社内規程に従い実行しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当連結会計年度は特に記載する事項はありません。

⑵ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　分	第69期（2016年度）	第70期（2017年度）	第71期（2018年度）	第72期（当連結会計年度）（2019年度）
受注高（百万円）	103,013	103,012	133,451	117,003
売上高（百万円）	96,715	114,841	110,279	105,744
経常利益（百万円）	3,454	5,347	8,789	4,897
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,653	3,844	7,918	3,214
１株当たり親会社株主に帰属する当期純利益（円）	56.41	82.15	169.17	68.99
総資産（百万円）	77,306	83,296	90,196	88,282
純資産（百万円）	24,722	28,316	35,441	36,732

⑶ 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ニューテック康和	90百万円	100.0%	構造物の維持・補修
株式会社ピーエスケー	90百万円	100.0%	土木建築用機材の賃貸
ピー・エス・コンクリート株式会社	90百万円	100.0%	コンクリート製品の製造、販売

⑷ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大および長期化懸念により大変不透明であり、厳しい状況が予想されます。

建設業界においては、建設投資はピークアウトしているものの、公共投資は高水準を維持しており、高速道路の６車線化や大規模更新・修繕工事の本格的な発注も予想されます。しかしながら、大規模更新・修繕工事については、工事規模の大型化や工期の長期化傾向が見られ、スーパーゼネコンや大手ゼネコンの市場参入もあり、受注競争が激しくなっております。また、工事生産性は新設橋梁よりも低くなっており、施工技術の改善などで採算性を高めることが必須となっております。建築事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資への慎重姿勢が拡がることは避けられず、さらに厳しい受注環境が想定されます。また、発注量の多い地域が変化しており、グループ会社を含めた効率的な要員配置が必須となっております。

建設業界の課題としては、少子高齢化による建設技術者・技能労働者不足、働き方改革における長時間労働の見直し、および週休二日制の実現とその推進に関するコストアップ要因が顕在化しており、業務改革と生産性向上への対策は不可欠となっております。

当社グループでは、このような社会情勢の変化・社会的要請を見据え、ＰＣ業界のトップカンパニーとして、昨年５月に「10年後の目指す姿（長期ビジョン）」を明示し、その実現（課題解決）に向けた「中期経営計画2019（2019年度～2021年度）」に精力的に取り組んでおります。2019年度においては、事業規模の拡大を図り受注計画値は達成しましたが、売上高は、上半期の受注が低調であったことや工期の長期化などにより計画を下回りました。利益については、2018年度は設計変更による改善要因があり好調に推移したことから2019年度は反動減となったものの、原価低減などの施策により計画値を大幅に上回りました。本計画２年目においても、社会情勢の変化に合わせた施策の追加と軌道修正を加えながら、基本方針・基本戦略を着実に実行し、戦略テーマである「さらなる収益基盤の強化と変革による成長分野の拡大」の実現に向けて取り組みを強化し、事業領域を拡大すると共に、技術開発・人財・設備投資を充実させ他社との差別化を図ってまいります。

【ご参考】

●長期経営ビジョン（10年後の目指す姿）

『社会基盤の強靭化にＰＣ技術を核とした省人・省力化施工で貢献する企業集団となる』

・・

Ⅰ　いいものを作り続ける　［信頼］　　Ⅱ　成長分野をリードする　［成長］

Ⅲ　新しいフィールドへ挑戦する［挑戦］　　Ⅳ　グループの強みを活かす　［連携］

【連結数値目標】2029年度

受注・売上規模１，５００億円、営業利益率６％以上を目指す

●中期経営計画2019（2019年度～2021年度）の概要

①戦略テーマ

『さらなる収益基盤の強化と変革による成長分野の拡大』

②基本方針

◆「安全」・「品質」・「ＣＳＲ」の徹底で、社会より高い信頼と評価を得る
◆省人・省力化施工の開発と改善を推進し生産性を向上させ、収益基盤を強化する
◆成長分野（大規模更新、ＰＣ建築、メンテナンス、海外）への取り組みを強化し、事業領域を拡大する
◆多様な人財の確保・育成を行い職場環境を活性化し、各人の能力向上を図る
◆働き方改革を加速させるとともに、IoT、ICTを最大限活用し業務効率を高める
◆技術開発・人財・設備への投資を充実させ、他社との差別化を図る
◆他業種との協力、協業を推進し、建設周辺事業での収益源の多様化を進める

③目標とする連結経営指標

◆成長分野（大規模更新、ＰＣ建築、メンテナンス、海外）への取り組みを強化し、生産性の向上等により主軸事業（ＰＣ新設橋梁、一般建築）の収益を安定させ、連結営業利益率4.2％以上を実現する
◆事業特性やリスクを踏まえ、更なる財務基盤の強化と資本効率の向上を図り、ＲＯＥ9.0％以上、ＲＯＡ5.0％以上、D/Ｅレシオ0.30倍以下を目指す

【連結数値目標】

	2019年度	2020年度	2021年度
受注高　（百万円）	113,000	116,000	120,000
売上高　（百万円）	110,000	114,000	118,000
営業利益　（百万円）	3,600	4,100	4,900
営業利益率　（％）	3.3	3.6	4.2
ＲＯＥ　（％）	6.2	7.6	9.0
ＲＯＡ　（％）	3.8	4.4	5.0
D/Ｅレシオ　（倍）	0.30	0.30	0.30
配当性向	25％～30％		

当社グループ全体で、事業環境の転換期における持続的な成長を実現し、魅力あふれる企業集団になることを目標と定め、本計画の達成のためにグループ一丸となって取り組み、企業価値の向上に努めて参る所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社、子会社８社、関連会社２社およびその他の関係会社１社で構成され、建設事業を主な事業の内容としており、事業部門別の内容は下記のとおりであります。

① 土木事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般土木工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、コンサルティング業務、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事用機器の賃貸等

② 建築事業

プレストレスト・コンクリート工事、その他一般建築工事の請負ならびに企画、設計、施工監理、コンサルティング業務、プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売、工事用機器の賃貸等

③ 製造事業

プレストレスト・コンクリート製品等の製造、販売

④ その他兼業事業

不動産の売買、賃貸および仲介、損害保険代理業等

⑹ **主要な営業所および工場**（2020年３月31日現在）

① 当　社

本　社：　東京都中央区晴海二丁目５番24号

支　店：　東京土木支店（東京都中央区）　東北支店（宮城県仙台市）
東京建築支店（東京都中央区）　大阪支店（大阪府大阪市）
名古屋支店（愛知県名古屋市）　広島支店（広島県広島市）
九州支店（福岡県福岡市）

工　場：　七尾工場（石川県七尾市）　久留米工場（福岡県久留米市）

（注）2020年４月１日付で、札幌支店（北海道札幌市）を設置しております。

② 子会社

株式会社ニューテック康和（東京都北区）
株式会社ピーエスケー（東京都中央区）
ピー・エス・コンクリート株式会社（東京都千代田区）
菱建商事株式会社（東京都北区）
菱建基礎株式会社（東京都豊島区）
株式会社亀田組（大阪府大阪市）
株式会社コンポニンド・ベトンジャヤ（インドネシアジャカルタ）

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
土木事業	935名	6名増
建築事業	405	13名増
製造事業	190	13名減
その他兼業事業	38	－名
全社（共有）	141	3名増
合計	1,709	9名増

（注）1．使用人数は就業員数であります。
2．「全社（共有）」として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,109名	20名増	43歳７ヶ月	18年８ヶ月

（注）使用人の状況には、出向派遣者15名ならびに顧問は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	5,563百万円
株式会社みずほ銀行	1,619

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

①発行可能株式総数　110,000,000株
②発行済株式の総数　47,486,029株
③株主数　8,923名
④大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
三菱マテリアル株式会社	15,860,354	33.46
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 太平洋セメント口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	4,491,300	9.47
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,992,800	8.42
住友電気工業株式会社	1,834,800	3.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,636,000	3.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口・７５９４９口）	956,700	2.01
岡山県	839,740	1.77
岩崎泰次	692,300	1.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	536,000	1.13
三菱地所株式会社	496,000	1.04

（注）１．持株比率は、自己株式（89,435株）を控除して計算しております。
２．持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
３．自己株式には、取締役等に対する業績連動型報酬制度の信託口である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口・75949口）が保有する当社株式（956,700株）は含まれておりません。
４．2019年５月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友ＤＳアセットマネジメント株式会社が2019年４月30日現在で当社株式2,397,300株を保有している旨が記載されているものの、当社として2020年３月31日現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

⑵ 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	藤　井　敏　道※	全般統理 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会会長
代表取締役副社長 副社長執行役員	森　　拓　也※	社長補佐・海外事業担当
代表取締役 専務執行役員	蔵　本　　修※	土木本部長
代表取締役 専務執行役員	黒　柳　辰　弥※	建築本部長
取締役 常務執行役員	小　山　靖　志※	管理本部長
取締役 常務執行役員	居　村　　昇※	経営企画担当・建築本部副本部長
取締役	岸　　和　博	三菱マテリアル株式会社 執行役常務 セメント事業カンパニープレジデント 宇部三菱セメント株式会社 社外取締役
取締役	鈴　木　俊　明	太平洋セメント株式会社 取締役 常務執行役員 セメント事業本部長
取締役	佐　野　裕　一	住友電気工業株式会社 常務執行役員 特殊線事業本部長兼特殊線事業部長
常勤監査役	朝　倉　　浩	
常勤監査役	水　嶋　一　樹	
常勤監査役	正　木　慎　一	

（注）１．取締役岸和博、鈴木俊明および佐野裕一の各氏は、社外取締役であります。また、当社は、取締役鈴木俊明および佐野裕一の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

２．監査役朝倉浩および水嶋一樹の両氏は、社外監査役であります。また、当社は、監査役朝倉浩氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．監査役朝倉浩氏は、金融機関出身者で財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

４．当社は、取締役岸和博氏が執行役常務を務める三菱マテリアル株式会社から工事の受注ならびに建設資材を購入する等の取引関係があり、また、同氏が社外取締役を務める宇部三菱セメント株式会社から工事を受注する等の取引関係があります。

5．当社は、取締役鈴木俊明氏が取締役を務める太平洋セメント株式会社のグループ会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が太平洋セメント株式会社の連結売上高に占める割合は0.1％未満であり、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。

6．当社は、取締役佐野裕一氏が常務執行役員を務める住友電気工業株式会社から建設資材を購入する等の取引関係がありますが、当社と同社間の取引高が同社の売上高に占める割合は0.1％未満であり、同氏の社外取締役としての独立性は確保されております。

② 当事業年度中の取締役および監査役の異動

1)就任

2019年６月19日開催の第71回定時株主総会において、取締役に藤井敏道、森拓也、蔵本修、黒柳辰弥、小山靖志、居村昇、岸和博、鈴木俊明および佐野裕一の各氏が再選され、それぞれ就任いたしました。また、監査役に水嶋一樹および正木慎一の両氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

2)退任

2019年６月19日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって、大内辰夫および鈴木義晃の両氏は監査役を辞任により退任いたしました。

また、2020年３月31日をもって、黒柳辰弥氏は取締役を辞任により退任いたしました。なお、同氏の退任時における地位および担当は代表取締役専務執行役員建築本部長でありました。

(注)2020年４月１日付で取締役の地位および担当を次のとおり変更しております。

氏　名	異動前	異動後
藤井敏道	代表取締役社長 社長執行役員 全般統理	取締役相談役
森　拓也	代表取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐・海外事業担当	代表取締役社長 社長執行役員 全般統理
蔵本　修	代表取締役 専務執行役員 土木本部長	代表取締役副社長 副社長執行役員 社長補佐・土木本部長・海外事業担当
居村　昇	取締役 常務執行役員 経営企画担当・建築本部副本部長	代表取締役 専務執行役員 建築本部長

（ご参考）当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。
なお、2020年３月31日現在における執行役員（執行役員を兼務している取締役を除く。）は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	塚原明彦	国内関係会社担当兼安全品質環境担当
常務執行役員	川原利朗	東京建築支店長
常務執行役員	宮脇裕明	東京土木支店長
執行役員	山田宏志	建築本部副本部長兼建築営業部長
執行役員	森島修	大阪支店長
執行役員	光田秀幸	東北支店長
執行役員	三島康造	技術本部長
執行役員	藤原博之	名古屋支店長
執行役員	寒川勝彦	建築本部副本部長

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	支　給　額
取締役 （うち社外取締役）	9名 （3）	176百万円 （5）
監査役 （うち社外監査役）	5 （3）	57 （41）
合計 （社外役員合計）	14 （6）	234 （47）

（注）1．上記には、2019年６月19日開催の第71回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役２名（うち社外監査役１名）を含んでおります。

2．取締役の報酬限度額は、2019年６月19日開催の第71回定時株主総会において年額3億5,000万円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また、別枠で、2019年６月19日開催の第71回定時株主総会において、取締役および執行役員（社外取締役を除く）を対象とした会社業績に連動した業績連動型株式報酬の額として、３事業年度を対象として合計3億5,000万円を上限と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、2019年６月19日開催の第71回定時株主総会において年額7,500万円以内と決議いただいております。

4．上記の支給額には、以下のものが含まれております。

①当事業年度における取締役賞与引当金の繰入額として、取締役（社外取締役を除く）６名に対し14百万円。

②当事業年度における業績連動型株式報酬引当金の繰入額として、取締役（社外取締役を除く）６名に対し35百万円。

⑤ 社外役員に関する事項

1)他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

「①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。

2)当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況
取締役	岸　　和博	14回中11回	－	経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	鈴木　俊明	14回中12回	－	上場企業の取締役としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
	佐野　裕一	14回中11回	－	経営者としての経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	朝倉　　浩	14回中14回	14回中14回	金融機関出身者としての専門的な見地からの発言を行っております。
	水嶋　一樹	12回中12回	12回中12回	上場企業の業務執行者としての経験と幅広い見識からの発言を行っております。

(注) 監査役水嶋一樹氏は、2019年６月19日開催の第71回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	65百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の金額について同意を行っております。

3．当事業年度に係る当社と会計監査人との間の監査証明業務に基づく報酬には、2019年３月期英文財務諸表に関する１百万円を含んでおります。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任あずさ監査法人に対して、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　平成30年３月30日　企業会計基準委員会）に係る研修業務及び調査に対する報酬及び引受事務幹事会社への書簡に対する報酬を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制について、次のとおり決議しております。

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1）2002年12月、ピーエス三菱発足に際し、「経営理念」を明確にするとともに、新たに「行動指針」を制定した。
2）取締役、執行役員および全ての使用人は「経営理念と行動指針」を遵守、実践して企業倫理の確立に取り組み、公正な企業活動を通じて社会に貢献するとともに、創造的で清新なる企業風土を築く。
3）「社会との調和」「法令の遵守」「企業会計の透明化」を取締役、執行役員および全ての使用人の行動指針とした。
4）自己完結性の強い業務の中に相互牽制し合う内部牽制システムを構築する。
5）コンプライアンス上疑義ある行為について、使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報、相談できる内部通報制度を構築し、通報者の保護を図るとともに、潜在する問題点を把握して自浄作用を発揮し、法令遵守の実現を図ることとした。
6）行動指針に則り、反社会的勢力との関係を拒絶し、反社会的勢力からの不当な要求を毅然として排除する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

1）情報の保存・管理
取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等法定文書のほか、経営会議議事録、回議書等取締役の職務の執行、意思決定に係る情報が記載された文書を、関連資料とともに、事務用文書取扱規程、重要文書保管規程、文書保存年限類別および情報セキュリティ管理基本規程の定めるところに従い、適切に保存し管理する。
2）情報の閲覧
取締役および監査役は常時、前項の文書を閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）リスク管理の基礎として、ピーエス三菱グループＣＳＲ基本規程、ＣＳＲなんでも相談室運用規程ならびに内部者取引防止管理規則、情報セキュリティ管理基本規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築するものとする。
2）不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）執行役員制度
当社は、執行役員制度を導入し、取締役は経営の意思決定の迅速化、監督機能の強化等経営機能に専念し、取締役会は業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確にし、コーポレートガバナンスの一層の充実を図る。

2）経営会議
当社は、職務執行の決定が適切かつ機動的に行われるため常勤の取締役ならびに本部長で構成する経営会議を設置し、原則月２回、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項を審議する。さらに、代表取締役あるいは、取締役会の意思決定を適法・適正かつ効率的に行うために、取締役会付議事項について事前に慎重な審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定に資するものとする。

3）本部長・支店長会議
社長・本部長・執行役員・支店長等で構成する本部長・支店長会議を設置し、原則月１回、各本部・支店より受注・損益・業務遂行状況等を報告させ、必要に応じて具体的な施策を協議するほか、経営に係る戦略、基本方針その他経営全般に関する重要事項の周知徹底を図る。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社グループの経営理念と行動指針に基づき、当社グループ一体となった法令遵守を推進する。また、財務報告に係る内部統制に関し、評価する仕組を確立して、当社グループの財務報告の適正性を確保するための体制を構築する。

1）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社取扱規程を定め、同規程に基づきグループ会社運営を実施するものとし、当社の取締役等と子会社の取締役等との間で定期的に会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。

2）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（ⅰ）当社は、ピーエス三菱グループＣＳＲ基本規程を定めることで、子会社にリスク管理体制を構築させ、定期的に報告を受けるものとする。
（ⅱ）子会社において損失リスクが発生した場合には、関係会社取扱規程に従い、速やかに当社へ報告するものとし、当社および当該子会社間で対策を協議・実施することで、損失の拡大を防止する。

3）子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（ⅰ）当社は、子会社におけるコンプライアンスの周知・徹底および推進のための啓発活動を支援する。
（ⅱ）当社の取締役等と子会社の取締役等が定期的な会合を行い、当社の経営方針の周知を行うとともに、子会社から経営状況等の報告を受けるものとする。
（ⅲ）当社の経営監査室による子会社の内部監査を実施し、その結果を当社の社長ならびに監査役に報告するとともに、子会社の代表取締役に通知する。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

1）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査基準に規定する「監査職務を補助する体制」について監査役と協議し、その使用人の配置に努めなければならない。

2）前号の使用人の取締役からの独立性および指示の実効性の確保に関する事項

取締役は監査役会に対し、あらかじめ監査役の補助使用人の人事異動等に係る事項について同意を得るものとする。

取締役は、監査役の補助使用人の配置について、監査役と執行側からの指揮命令が相反しないように配慮し、補助使用人を選任する。また、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先するものとする。

3）監査役への報告に関する体制

(ⅰ)取締役、執行役員および使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、法律に定める事項のほか、取締役、執行役員または使用人から監査役に対する報告事項について、あらかじめ監査役と協議して定める。

(ⅱ)子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社グループの内部通報制度および当社の経営監査室による各子会社の内部監査等を通じて得た情報を、当社監査役に定期的に報告する。

4）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に相談・通報を行った者に対し、当該相談・通報を行ったことを理由として不利益な取り扱いは行わず、その旨を規程に定める。

5）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役と協議の上、監査役の職務を執行するのに必要である予算をあらかじめ定める。また、予算の有無に拘わらず、監査役が外部専門家に依頼した費用などを含め、職務を執行するために発生した費用を請求した時は、職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、監査役に償還するものとする。

6）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する等、監査役との相互認識を深めるように努める。

⑹ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役は、当社グループが「経営理念と行動指針」に基づいた事業活動を通じて社会的責任を果たすため、ピーエス三菱グループＣＳＲ基本規程を定め、ＣＳＲ委員会および社内研修等を通じて、当社グループの役職員が「経営理念と行動指針」を遵守、実践していく活動を推進しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に基づき、株主総会議事録および取締役会議事録等の重要書類・情報を適切に保存、管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、ピーエス三菱グループＣＳＲ基本規程で定めたリスクマネジメント活動に従い、ＣＳＲ委員会において、リスクが顕在化する前に適切に対処できるよう、またはリスクが顕在化した場合に、その被害・損害を極小化できるよう、潜在する各種リスクの洗い出しを実践しております。なお、ＣＳＲ委員会の審議内容は、当社の取締役会に報告しております。また、当社はピーエス三菱グループネットワークの情報セキュリティを確保するため、情報セキュリティ運用ガイドラインを定めるとともに、サイバーセキュリティの強化を図っております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき当事業年度においては、取締役会を14回開催したほか、全社および当社グループ全体の経営に係わる戦略、基本方針等を審議する経営会議を22回開催しております。また、本部長・支店長会議を12回開催し、経営に係る戦略、基本方針等の周知・浸透を図っております。

なお、当社は執行役員執務規程を定め、取締役会から業務執行権限を執行役員に委嘱して執行責任を明確化し、効率的な意思決定を図っております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの連結経営を展開し、グループとして企業価値の最大化を実現することを目的に関係会社取扱規程を定め、当事業年度中に関係会社連絡会を２回、関係会社経営協議会を３回開催して関係会社の経営状況を確認し、当社の経営方針の周知・浸透を図っております。

また、当社はピーエス三菱グループＣＳＲ基本規程に則りＣＳＲ委員会を設置し、当社およびグループ各社のＣＳＲ活動を評価するとともに、コンプライアンス活動の周知・浸透を図っております。

なお、当社の経営監査室がグループ各社の内部監査を実施し、監査結果を当社代表取締役社長、監査役およびグループ各社の代表取締役に報告しております。

⑥ 監査役の職務の執行のための必要な体制

当社は、監査役の監査機能を補助するため、兼任の監査役補助使用人を定め、監査役の指揮命令を優先して監査業務を補助しております。また、監査役の職務執行に必要な費用については、あらかじめ予算を定めるとともに、予算の有無に拘わらず、職務執行により発生した費用は、監査役に償還する手続きを定め、適切に運用しております。

監査役への報告に関する体制整備としては、当社監査役に相談・通報した者が不利益な取り扱いを受けることを禁止するため、ピーエス三菱グループＣＳＲ基本規程を整備し、当社グループに周知しております。

本事業年度の監査役の活動については、当事業年度中に開催された経営会議、ＣＳＲ委員会等の重要な会議に出席するとともに、当社代表取締役社長との定期会合を４回実施したほか、当社の社外取締役（３名）との会合を1回実施いたしました。

（注）本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	88,282	（負債の部）	51,549
流動資産	67,860	流動負債	44,376
現金及び預金	15,484	支払手形・工事未払金等	18,580
受取手形・完成工事未収入金等	43,312	電子記録債務	6,656
電子記録債権	777	短期借入金	6,718
未成工事支出金	3,051	１年内返済予定の長期借入金	3,500
その他たな卸資産	2,373	未払法人税等	464
未収入金	2,133	未成工事受入金	4,276
その他	937	賞与引当金	286
貸倒引当金	△210	完成工事補償引当金	328
固定資産	20,421	工事損失引当金	249
有形固定資産	13,813	預り金	1,381
建物・構築物	3,643	その他	1,935
機械・運搬具・工具器具備品	1,264	固定負債	7,172
土地	8,720	繰延税金負債	48
リース資産	171	再評価に係る繰延税金負債	1,259
建設仮勘定	12	役員退職慰労引当金	118
無形固定資産	156	株式報酬引当金	240
投資その他の資産	6,451	退職給付に係る負債	4,717
投資有価証券	2,399	資産除去債務	252
破産更生債権等	1,230	その他	536
繰延税金資産	1,756	（純資産の部）	36,732
退職給付に係る資産	1,276	株主資本	34,831
その他	1,019	資本金	4,218
貸倒引当金	△1,230	資本剰余金	8,110
		利益剰余金	23,019
		自己株式	△517
		その他の包括利益累計額	1,901
		その他有価証券評価差額金	764
		土地再評価差額金	1,927
		為替換算調整勘定	△323
		退職給付に係る調整累計額	△467
		非支配株主持分	0
資産合計	88,282	負債・純資産合計	88,282

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		105,744
売上原価		91,366
売上総利益		14,377
販売費及び一般管理費		9,496
営業利益		4,881
営業外収益		
受取利息・配当金	54	
受取ロイヤリティー	11	
スクラップ売却益	17	
物品売却益	68	
その他	51	203
営業外費用		
支払利息	90	
持分法による投資損失	24	
支払保証料	35	
支払手数料	26	
その他	11	187
経常利益		4,897
特別利益		
固定資産売却益	40	40
特別損失		
固定資産除売却損	65	
投資有価証券評価損	3	
減損損失	0	
その他	6	76
税金等調整前当期純利益		4,861
法人税、住民税及び事業税	1,460	
法人税等調整額	186	1,646
当期純利益		3,214
非支配株主に帰属する当期純利益		0
親会社株主に帰属する当期純利益		3,214

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日　期首残高	4,218	8,110	21,318	△245	33,402
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,516		△1,516
親会社株主に帰属する当期純利益			3,214		3,214
自己株式の取得				△295	△295
自己株式の処分		0		23	23
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	0	1,700	△272	1,428
2020年３月31日　期末残高	4,218	8,110	23,019	△517	34,831

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2019年４月１日　期首残高	712	1,931	△340	△265	2,038	0	35,441
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当					－		△1,516
親会社株主に帰属する当期純利益					－		3,214
自己株式の取得					－		△295
自己株式の処分					－		23
土地再評価差額金の取崩					－		3
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	51	△3	16	△202	△137	0	△136
連結会計年度中の変動額合計	51	△3	16	△202	△137	0	1,291
2020年３月31日　期末残高	764	1,927	△323	△467	1,901	0	36,732

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	77,775	（負債の部）	45,006
流動資産	59,342	流動負債	38,919
現金及び預金	10,511	支払手形	1,973
受取手形	529	電子記録債務	6,656
電子記録債権	541	工事未払金	12,759
完成工事未収入金	38,776	短期借入金	6,500
未成工事支出金	3,765	１年内返済予定の長期借入金	3,500
仕掛品	1,604	未払金	852
材料貯蔵品	22	未払費用	245
前払費用	161	未払法人税等	183
未収入金	2,134	未成工事受入金	4,166
未収収益	0	預り金	1,091
短期貸付金	900	賞与引当金	217
その他	590	完成工事補償引当金	328
貸倒引当金	△197	工事損失引当金	244
固定資産	18,433	その他	201
有形固定資産	11,609	固定負債	6,087
建物・構築物	3,490	再評価に係る繰延税金負債	1,259
機械・運搬具	365	退職給付引当金	3,848
工具器具・備品	136	株式報酬引当金	240
土地	7,375	資産除去債務	252
リース資産	229	その他	486
建設仮勘定	12	（純資産の部）	32,768
無形固定資産	27	株主資本	30,123
投資その他の資産	6,796	資本金	4,218
投資有価証券	1,900	資本剰余金	8,110
関係会社株式・関係会社出資金	1,090	資本準備金	8,110
破産更生債権等	1,115	その他資本剰余金	0
繰延税金資産	1,222	利益剰余金	18,311
前払年金費用	1,698	その他利益剰余金	18,311
その他	885	繰越利益剰余金	18,311
貸倒引当金	△1,116	自己株式	△517
		評価・換算差額等	2,645
		その他有価証券評価差額金	717
		土地再評価差額金	1,927
資産合計	77,775	負債・純資産合計	77,775

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	89,445	
兼業事業売上高	3,181	92,627
売上原価		
完成工事原価	78,698	
兼業事業売上原価	2,804	81,502
売上総利益		
完成工事総利益	10,747	
兼業事業総利益	377	11,124
販売費及び一般管理費		7,652
営業利益		3,472
営業外収益		
受取利息・配当金	438	
貸与料収入	80	
受取ロイヤリティー	13	
物品売却益	72	
為替差益	2	
その他	29	636
営業外費用		
支払利息	77	
支払保証料	33	
支払手数料	26	
その他	8	146
経常利益		3,962
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	75	
投資有価証券評価損	3	
減損損失	0	
その他	1	81
税引前当期純利益		3,881
法人税、住民税及び事業税	982	
法人税等調整額	197	1,179
当期純利益		2,701

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
２０１９年４月１日期首残高	4,218	8,110	0	8,110	17,122	17,122	△245	29,206
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				－	△1,516	△1,516		△1,516
当期純利益				－	2,701	2,701		2,701
自己株式の取得				－		－	△295	△295
自己株式の処分			0	0		－	23	23
土地再評価差額金の取崩				－	3	3		3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－		－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	1,188	1,188	△272	916
２０２０年３月３１日期末残高	4,218	8,110	0	8,110	18,311	18,311	△517	30,123

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
２０１９年４月１日期首残高	691	1,931	2,622	31,828
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			－	△1,516
当期純利益			－	2,701
自己株式の取得			－	△295
自己株式の処分			－	23
土地再評価差額金の取崩			－	3
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	26	△3	23	23
事業年度中の変動額合計	26	△3	23	940
２０２０年３月３１日期末残高	717	1,927	2,645	32,768

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社ピーエス三菱
　　取締役会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小　尾　淳　一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植　田　健　嗣 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ピーエス三菱及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月21日

株式会社ピーエス三菱
　　取締役会　　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　尾　淳　一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　植　田　健　嗣 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ピーエス三菱の2019年４月１日から2020年３月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社ピーエス三菱　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　朝倉　浩　㊞

常勤監査役（社外監査役）　水嶋　一樹　㊞

常勤監査役　正木　慎一　㊞

以　上

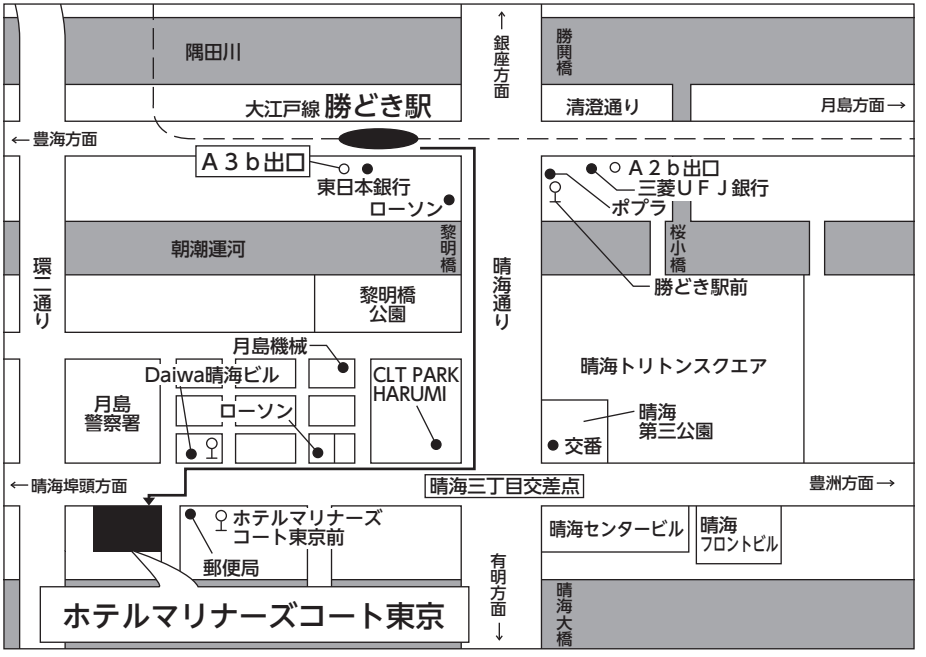
メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場

ホテルマリナーズコート東京 4階（飛鳥）
東京都中央区晴海四丁目７番28号　TEL. 03-5560-2525



交通機関のご案内

■徒歩でお越しの場合（大江戸線「勝どき駅」利用）

勝どき駅（大江戸線）**A３b**出口より徒歩約15分（――― 徒歩コース）

■バスでお越しの場合（都バス「晴海埠頭」行「ホテルマリナーズコート東京前」下車）

①**勝どき駅**（大江戸線）
「勝どき駅前」より約６分（03・05-1系統）

②**東京駅**（ＪＲ・丸ノ内線）
「東京駅丸の内南口」より約20分（05-1系統）

※都バス05-2、05-2急行系統「東京ビッグサイト」行は「ホテルマリナーズコート東京前」には停車いたしませんのでご注意願います。

③**有楽町駅**（ＪＲ・有楽町線）
「有楽町駅前」より約15分（05-1系統）
「数寄屋橋」より約15分（03・05-1系統）

④**銀座駅**（銀座線・日比谷線・丸ノ内線）
「銀座四丁目」より約10分（03・05-1系統）

⑤**豊洲駅**（有楽町線）
「豊洲駅前」より約15分（錦13・05-1出入系統）

※会場には、本総会専用の駐車場の用意はございませんので、ご了承ください。

UD FONT